

デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会
デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ（第1回）

1 日時 令和7年1月31日（金）10時00分～12時00分

2 場所 オンライン開催

3 出席者

（1）構成員

山本（龍）主査、生貝構成員、上沼構成員、高口構成員、増田構成員、森構成員、
山本（健）構成員

（2）オブザーバー

警察庁サイバー警察局、法務省人権擁護局

（3）総務省

玉田大臣官房総括審議官、下仲大臣官房審議官、田邊情報通信政策課長、
大澤情報流通振興課長、入江情報流通適正化推進室長、吉田情報流通振興課企画官、
武田情報流通適正化推進室課長補佐、大滝情報流通適正化推進室課長補佐

4 議事

（1）開催要綱（案）について

（2）制度WGにおける検討の進め方について（案）

（3）意見交換

（4）その他

【大滝補佐】 定刻になりましたので、デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会「デジタル空間における情報流通に係る制度ワーキンググループ」第1回会合を開催いたします。本日は御多忙の中、当会合に御出席をいただき、誠にありがとうございます。

議事に入る前に、事務局から連絡事項を申し上げます。まず、本日の会議は公開とさせていただきますので、その点ご了承ください。次に、WEB会議による開催上の注意事項を申し上げます。本日の会合の傍聴につきましては、WEB会議システムによる音声及び資料投影による傍聴としております。事務局において傍聴者は発言ができない設定とさせていただきます。また、本日の会合につきましては、記録のため録画をさせていただきます。次に、構成員の皆様におかれましては、ハウリングや雑音混入防止のため、発言時以外はマイクをミュートにして、映像もOFFにさせていただきますよう、お願いいたします。ご発言を希望される際には、事前にチャット欄に発言したい旨を書き込んでいただくようお願いいたします。それを見て、座長から発言者を指名いただく方式で進めます。ご発言の際には、マイクと映像をON にしてご発言ください。発言が終わりましたら、いずれもOFFにお戻ください。接続に不具合がある場合には、速やかに再接続を試していただくようお願いいたします。その他、チャット機能で随時事務局や主査宛にご連絡をいただければ、対応させていただきます。続いて、本日の資料の確認に移ります。本日の資料は、資料1－1から1－3、参考資料1－1の計4点を用意しております。万が一、お手元に届いていない場合がございます。もし、事務局までお申し付けください。注意事項とご案内は以上です。

続いて、今般の制度ワーキンググループの主査につきましては、昨年10月10日に開催されました「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」において宋戸座長からご指名がありましており、慶應義塾大学大学院法務研究科の山本龍彦教授にお願いさせていただきたいと思っております。本日は初回ですので、まずは構成員の皆様をご紹介します。構成員の皆様におかれましては、一言ずつご挨拶いただければと存じます。まず、山本主査から一言ご挨拶いただき、その後五十音順にご指名させていただきます。それでは、まずは山本主査から、よろしくお願いいたします。

【山本主査】 主査を拝命しております慶應義塾大学の山本でございます。専門は憲法学でございます。人権とテクノロジーあるいはテクノロジーと民主主義の関係について中心的に研究してまいりました。前回の健全性の検討会でもWGの主査を拝命しておりましたので引き続きということになろうかと思います。一言ということですが、表現の自由

にしっかり配慮しながら、偽・誤情報等に対する実効的な対策を制度的に検討するというのは大変難しく、また重要なテーマでございます。このWGの主査を引き受けるということでその責任をととても重く感じております。至らない点もあろうかと思いますが、ぜひ構成員の皆様には忌憚ないご意見をいただければと思います。どうぞよろしくお願いいたします。

【大滝補佐】 ありがとうございます。続いて生貝構成員、お願いいたします。

【生貝構成員】 一橋大学の生貝でございます。専門分野としては特に欧州や米国等と比較しながら日本のデジタル法制度、特にプラットフォームやAIに関わることを研究しているところでございます。健全性検討会に引き続きまして、よろしくお願いいたします。

【大滝補佐】 ありがとうございます。続いて上沼構成員、お願いいたします。

【上沼構成員】 弁護士の上沼と申します。主に青少年に関する立場からネットに長く関わってきています。このワーキンググループ、インターネットの利便性を享受しつつ様々な不具合をどのように解決していくかという意味で非常に重要なワーキングだと思っておりますので、一生懸命検討させていただければと思います。よろしくお願いいたします。

【大滝補佐】 ありがとうございます。続いて高口構成員、お願いいたします。

【高口構成員】 静岡大学の高口でございます。専門は情報通信分野の経済分析ということで、特に情報の価値などを研究しております。このワーキンググループ、ビジネスモデルなども関係してくるところがあるかと思っておりますので、少しでも力になればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大滝補佐】 ありがとうございます。続いて増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】 全国消費生活相談協会の増田でございます。消費生活相談員の団体でございます。利用者・消費者の立場から意見をお伝えできればと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大滝補佐】 ありがとうございます。続いて森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 弁護士の森です。よろしくお願いいたします。私はSNSの権利侵害情報や個人情報に関する問題、プライバシーに関する問題について、クライアントの事業者さんにアドバイスすることを本業にしております。本検討会は、非常に社会の関心の高い重要な問題にどのように対応していくかということを決めていく場所になると思っておりますので、ささやかながら貢献できるように頑張りたいと思います。よろしくお願いいたします。

【大滝補佐】 ありがとうございます。最後に山本健人構成員、お願いいたします。

【山本健人構成員】 北九州市立大学の山本と申します。私の専門は憲法学で、これまで

デジタル空間における憲法価値の実現を主要なテーマの一つとして研究してまいりました。本WGで扱う問題は表現の自由の重要性を踏まえながら、現在、デジタル空間の表現環境で起きている弊害をどれくらい軽減できるのかに関わる、非常に重要なWGだと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

【大滝補佐】 ありがとうございます。構成員の皆様ありがとうございました。それでは山本主査、以降の進行をお願いいたします。

【山本主査】 承知いたしました。それでは本日の議事に入りたいと思います。本日の議事ですけれども、一つ目に開催要項案についてご議論させていただければと思います。それから2番目として制度WGにおける検討の進め方についての案を参考にご議論いただき、それから3番目ですけれども、この検討の進め方の案に従いまして意見交換の時間、最後、4番目にその他となっております。

まず議事の1ですけれども、本ワーキンググループの開催に当たりまして資料1-1のとおり開催要綱を定めてはと考えております。この開催要項案につきまして、ご承認をまずいただけますでしょうか。ありがとうございます。それではこの開催要項の4の(4)に基づき、主査は必要であると認めるときは主査代理を指名することができるというように書かれております。これに基づきまして主査代理として上沼構成員を指名させていただきたく存じます。上沼構成員、どうぞよろしくお願いいたします。また開催要項の4の(6)に基づきまして資料1-2のとおり、現時点でご内諾をいただいております警察庁サイバー警察局、それから法務省の人権擁護局にオブザーバーとしてご参画をいただきたいというように思っております。皆様よろしいでしょうか。主査代理委員の件とそれからオブザーバーの件ですけれども、ご異議はございませんでしょうか。ありがとうございます。それでは、ただいまご承認いただきました開催要項を踏まえてこのWGを進めさせていただきます。ありがとうございます。

それでは議事の2に移ります。資料の1-3ですけれども、制度WGにおける検討の進め方について(案)に基づきまして、事務局からご説明をお願いいたします。

【大滝補佐】 資料1-3に基づいて事務局の方で今後の検討に当たって、論点案をこの資料において書かせていただいておりますので、冒頭から見ていきたいと思います。まずスライド1をお願いいたします。制度ワーキンググループが設立された背景・目的について最初に簡単に説明させていただければと思います。デジタル空間においては違法・有害情報の流通は依然として深刻な状況でありまして、また生成AIなどの技術の拡散などにより、新た

なりリスクが生じるなど、様々な諸課題が発生しているところでございます。これを受けまして、令和5年11月から開催された「デジタル空間における情報流通の健全性確保の在り方に関する検討会」で対策の在り方が検討されまして、昨年の9月にこの諸課題について、特に偽・誤情報という切り口から制度的対応の提言がなされております。その中で引き続き具体的な検討をすることが適当であるという形で取りまとめが行われております。しかしその後もデジタル空間における情報流通に関する新たな問題、例えば闇バイトの募集投稿の問題などが生じている状況でして、それらも含め、対応について検討しなければならない状況にございます。そういった流れを踏まえまして、対応について引き続き検討する場として、昨年の10月から開催されている「デジタル空間における情報流通の諸課題への対処に関する検討会」の下で今回の制度ワーキンググループが開催されたという経緯になります。制度ワーキンググループの主な検討項目としては、デジタル空間における情報流通に係る制度整備の在り方について検討していきたいと思っております、その際に諸外国の制度整備の動向やプラットフォーム事業者へのヒアリング結果も踏まえて検討できればと考えております。

制度ワーキンググループの今後の大まかなスケジュール案をこちらのスライドで書かせていただきました。本日の初回の会合では、今後の進め方について整理をしていきたいと思っております。第2回は2月に予定をしております、先ほど申し上げた諸外国の制度整備の動向について現在調査をしているところですので、その調査結果を発表して検討の材料としていただくことを考えております。第3回としては3月頃に事業者ヒアリングを親会と合同で実施することを考えております、第4回としては4月頃にこれも親会と合同でヒアリング総括と論点整理をしていきたいと思っております。そして4月以降もワーキンググループを開きまして、論点整理を踏まえて具体的な検討を進めていきたいと思っております、今年の夏頃に方向性の整理をして、親会に報告したいと思っております。

今回のワーキンググループでの主な検討対象とする情報の種類について整理させていただきました。デジタル空間において流通が問題となる情報としましては、大きく違法情報と有害情報に分けられるところですが、違法情報については、さらに他人の権利を侵害する情報、いわゆる権利侵害情報とその他の違法情報に分けられるところと考えております。権利侵害情報については情プラ法の迅速化規律で対応しているところですので、今回はそれ以外の違法情報を検討の対象としたいと思っております。また有害情報については、公序良俗に反する情報と記載をさせていただいておりますが、その中でも特に対応が必要なものに

について今回の検討の対象としております。具体的には災害発生時において流通する有害情報や違法行為を誘引する情報、例えばここで書かせていただいたのはオンラインカジノに関する情報となっておりますが、そういった情報もこれに含まれ得ると考えられるところとして、これらの情報も検討の対象としていきたいと思っております。青少年に有害な情報についてですが、今回の主な検討の対象からは外させていただいております。例えばですが、関連する論点としましてはアプリレーティングについて、別途総務省で開催されているICTサービスの利用環境の整備に関する研究会の下で開催された利用者情報ワーキンググループにおいてスマートフォンの青少年利用者を保護する措置として検討されているといった動きもございますので、そういった動向については引き続き見ていきたいと思っております。

スライド4以降で今後検討していくに当たっての論点案を記載させていただきました。大きく分けて、違法情報対策、有害情報対策、そして違法情報と有害情報に共通する対策について、それぞれ論点案を提示しております。まず論点案の①についてですが、違法情報対策として、プラットフォーム事業者において何ができるのかというのを検討いただきたいと思っております。これに関しては健全性検討会では外部からのコンテンツモデレーションの申出・要請を受け付ける窓口の整備等について具体化を進めることが提言されておりました。他方、パブリックコメントではプラットフォーム事業者にとって情報の正誤を自ら検証することはできない場合もあるのではないかといった意見が出されているところです。これらの提言や意見を受けまして、今回検討する論点案としては四つ提示させていただいております。一つ目は引き続き、違法情報について迅速な対応に繋げるためにコンテンツモデレーションの申出・要請を受け付ける窓口の整備の仕方を検討いただきたいと思っております。これに関連して対応すべき情報があるかプラットフォーム事業者において判断することはなかなか難しいという意見が出ているところですので、これを踏まえまして、その点への対処の仕方の一つとして、特定の相手からの通報は優先的に対応させるということが考えられるところですが、どういった相手からの通報を優先対応の対象とするか検討いただきたいと思っております。三つ目の論点案ですが、違法情報の流通への対処として、その他どのような対策が考えられるのかについて論点案としておりまして、最後に（４）で各事業者が自主的に行っている取組について、良い取組については他の事業者でも参考にして導入できるようにするような方法として何が考えられるのか検討いただきたいと思っております。

論点案②についてですが、これも違法情報対策となっておりますが、外部からプラットフォーム事業者に対し対応を求めることについて、具体的にどのような仕組みが考えられるのかに関する論点案となっております。この点に関し、健全性検討会では、違法情報については各法律を所管する行政機関から、もしくはそこから委託などを受けた機関からの申出・要請をきっかけとしたコンテンツモデレーションについて具体化を進めるのが良いといった提案がなされておりました。他方、これに対してパブリックコメントでは行政機関からの申出・要請については、濫用的な申出を排除できないと、検閲や言論への不当介入として、表現の自由の侵害に繋がりがねないのではないかといった意見が出されているところです。これらの提言や意見を踏まえまして、論点案としては、一つ目として行政機関による恣意的な申出・要請を防止する方法として何が考えられるのかについて検討いただきたいと思っております。次に論点案①とも関連してきますが、迅速に対応してもらう方法として、例えば第三者から特定の信頼できる団体に通報をして、その団体においてひとまず判断を行って、一定の要件を満たすものについて、さらに事業者に対応を求めた場合に事業者がこれを優先的に対応するという仕組みが考えられるのではないかと考えております。そのような仕組みを導入することについてどう考えるのかといった点を検討いただきたいと思っております。その際に団体の対応の透明性の確保の仕方やどのような団体を信頼できる団体とすることができるのか、どういう役割を持たせるべきかについても併せて検討いただきたいと思っております。

論点案③についてですが、違法情報の発信を抑止するための方法について論点案を立てております。健全性検討会では、これに関して、本人確認の厳格化などが方法としては提言されていたところですが、匿名表現の自由への制約となり得ることから慎重な見極めが必要であるとされておりました。その後、昨年末頃から闇バイトが社会的な問題となっておりまして、昨年の12月に政府が緊急対策を策定し、これを踏まえて総務省としても大規模なプラットフォーム事業者に対し、SNSなどのアカウント開設時における本人確認手法の厳格化を含む措置を検討することを要請してきたところです。こういった動きを踏まえまして、論点案としては、健全性検討会で指摘されていた匿名表現の自由について、それがどういうものなのか、どのように考えるべきなのかについて検討いただきたいと思っております。そして匿名表現の自由に配慮した形で違法情報対策として本人確認を厳格化する方法として何があるのかについても検討いただきたいと思っております。また、違法情報の発信を抑止するための方法として、本人確認以外にどのような方法が考えられるか検討いただきたい

と思っております。

論点案④についてですが、対応すべき有害情報、公序良俗違反情報対策に関する論点案となっております。健全性検討会では、対応を検討すべき有害情報としての偽・誤情報としては、客観的な有害性や社会的影響の重大性が認められるものというのが挙げられておりまして、特に災害発生時等において、インプレッション稼ぎの投稿が増加するといったことにより社会的影響のリスクが高まることから対応が必要なのではないかと提言されておりました。具体的な対応の仕方としては収益化停止やラベル付与、災害発生時にはプロミネンスなどについても提言がなされていたところです。これを受けた論点案としましては、特に対応の検討が必要なものとして、災害発生時などの場面における情報が想定されるということでその際の対応の在り方についてより具体的に見ていきたいと思っております。例えばプロミネンスや収益化停止について、具体的にどのような形で実施することが考えられるのか検討いただきたいと思いますと思っております。また論点案（２）のところですが、その他に特に制度的対応の検討が必要な公序良俗違反情報としてはどのようなものが考えられるか、そしてそういった情報への対応の在り方としてどのようなものが考えられるか検討いただきたいと思いますと思っております。

以降のスライドでは違法・有害情報に共通する対応の在り方について論点案を記載しております。まずは一つ目として健全性検討会でも提言されていた社会的影響の予測と軽減措置について検討いただきたいと思いますと思っております。パプコメの意見の中で、DSAにも類似の制度があるけれども、EUと日本では社会的状況や統治機構の差異があるのではないかとといった指摘があったところでして、こういった指摘も踏まえまして、まずは諸外国と日本で具体的にどういった差異があるのか、そして日本で導入を検討する際にどういう点に留意すべきかについて検討いただきたいと思いますと思っております。その上で、そういった留意点や諸外国における制度の運用・執行状況なども踏まえ、評価基準や軽減措置を具体的に検討していくとすると、どのようなものが考えられるのかについても検討いただきたいと思いますと思っております。

次の論点案⑥ですが、こちらは情報の内容・種類ではなく、情報発信・流通の態様に着目した対応について、どのような対策が考えられるのか論点案を提示しております。健全性検討会では、違法な情報を繰り返し発信するものや高頻度で送信される複製投稿などについて問題とされておりました。これを受けまして、今回のワーキンググループではこれらに加え、その他、態様に着目したときにどのようなものが問題となるのか、まずは検討いただき

たいと思っております。そしてそういった態様について、コンテンツモデレーションの在り方としてどのようなものが望ましいかについても検討いただきたいと思います。

こちらは最後の論点案となりますが、ユーザーエンパワーメントに関する取組についても検討いただきたいと思います。健全性検討会では、関連するものとして警告表示、ラベリング、プロミネンスなどが挙げられていたところですが、これらに加えて、その他どのようなものが考えられるか検討いただきたいと思います。論点案についての説明は以上となっております。

スライド 11 以降で参考資料をつけさせていただきましたので、適宜ご参照いただければと思います。事務局からの説明は以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは議事の 3 ですが、意見交換に移りたいと思います。ただいまの事務局のご説明と資料 1-3 の制度WGにおける検討の進め方について（案）の内容について構成員の皆様からご意見・ご質問等いただければと思います。ただし論点が多岐にわたっておりますので、三つに分けてご質問・ご意見いただければと思います。一つ目ですけれども、論点Ⅰ-1 からⅠ-3 まで、いわゆる法令違反情報に対する対応というところですが、これについて 30 分弱ぐらいご議論いただきたいと思います。それから 2 番目に論点Ⅱ 公序良俗に反する情報への対応、公序良俗に反する情報というネーミングあるいはこのカテゴリー自体、議論になるかもしれませんがそれに対する対応に関する議論をいただきたいと思います。最後に論点Ⅲ-1 からⅢ-3 までの両者に共通する対応の三つ、それぞれ分けて議論をしていければと思います。当然交差する部分もありますのでその場合にはあまり気にせずにご議論・ご発言いただければと思います。

それでは一つ目ですがⅠ-1 からⅠ-3 まで、いわゆる違法情報に対する対応の在り方についてご意見等いただければと思います。よろしくお願いいたします。それでは、増田構成員、お願いいたします。

【増田構成員】 まず論点Ⅰ-1 の点ですが、プラットフォーム事業者にとっては判断が難しいというケースがございます。プラットフォーム事業者としては、例えば景表法違反、誇大広告というようなことの判断は、そもそも難しいと思います。特商法違反、ダークパターンなどもあるかと思うのですが、そうしたことを相談する窓口が行政機関として対応できるかどうかということだと思います。管轄する消費者庁であったり警察であったり、あるいは偽情報・誤情報だったらファクトチェック機関だったりというようなことでプラットフォーム自体が相談する窓口は設置できたらいいと思うのですがいかがでし

ようか。

【山本主査】 ありがとうございます。まずご意見として受け止めたいと思います。あとでこの点についても議論があればと思います。ありがとうございます。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ご説明ありがとうございました。論点を網羅的に整理していただいたと思います。私からは5ページについて申し上げようと思います。四角の中ですけれども、健全性検討会の中で過度な申出・要請に対して発信者やPF事業者を救済するための方策をあわせて検討ということがありますので、それに対してパブリックコメントで行政機関による申出・要請を契機とする場合、デジタル空間における検閲や言論への不当な介入など表現の自由の重大な侵害に繋がりがねないという意見が出されたということですが、もちろん行政機関による検閲や言論の不当介入という問題というのはそれを意識しなければいけないのですけれども、ここでいうことかという気は少ししておりまして、例えば、本件で一番意識されている法令の一つである景表法につきまして、消費者庁はウェブサイトで報道発表資料ということで法執行を公表しています。1月は2件、課徴金命令で、前月、昨年の12月は5件様々な法執行をしていますけれども、今月の2件についてはどちらもウェブサイトの表示なので言論空間・情報空間ということになりますが、この法執行、課徴金命令をするに当たって、消費者庁が誰かに相談しているかという、当たり前の話ですが、相談しないでやっているわけです。当然です。違法情報から国民を守るというミッションを持っていますので、消費者庁が自分たちでやっているということです。そのような状況でこの本件において、表現の自由への重大な侵害に繋がりがねないから行政からの申出を制限するということは、そのプラットフォームについてだけそのような制約を課するということとあまり変わらないということだと思います。一般の事業者は当然のことながらその表現行為をする中で行政機関によって法執行をされます。普通に法執行されるということですが、なぜかここでは言論への不当介入であるということが強調されているということです。後半の部分はプラットフォーム側からはそうしてほしいかもしれないけれども、それは世間一般の対応ではないわけです。したがって、ここにお書きのことはごもつとも、団体から対応を求めることは十分あり得ますし、あと現在インターネットホットラインセンターが刑事法関連についてやっているようなことを拡大することは大変良いアイデアで、これはこれでやっていただくべきだと思うのですが、それは（1）にあるように行政機関による恣意的な申出・要請を防止する方策としてではなくて、行政機関ルートと

第三者団体ルートの両方があって良いというよりもむしろ両方があるべきであって、行政機関からの申出・要請にスムーズに対応してもらうようにするというのが本筋ではないかと思います。

もう一つは4ページをお示しいただきたいと思いますが、これも四角囲みの中の後半の部分ですけれども、パブリックコメントでは情報伝送プラットフォーム事業者にとって多くの情報が自ら正誤を検証することができない情報であり、不可能を求めるものであってはならないとあるわけですが、これは正誤というか法令違反ですので、適法か違法かを判断できないということだと思います。しかしながらそれは権利侵害情報の場合にも同じように存在する問題でしたし、権利侵害情報の場合には名誉毀損との関係では真偽というものが問題になったりする、プラットフォーム事業者が知りようのないもので、それが問題になったりするわけですが、ここでの法令違反かどうかということは見れば分かるということも多々あるわけです。もちろん一定の専門性が求められることもあるのかもしれませんが。その中で様々な法令について何が違法かということを手っ取り早く知る手段でほぼ実務上は最終解釈になる手段というのは、それを所掌する行政機関に教えてもらうことです。したがって、行政機関からの要請があれば、それによって適法か違法かが分かるということが一番かと思いますが、この論点の(2)においてはどのような相手からの通報を優先的に対応していくべきかということについて、やはり行政機関からの通報について優先的に対応するということになるのかと思っております。今回まずは全体として、元々は投資詐欺・ロマンス詐欺に始まって現在闇バイトの防止ということで非常に違法情報等に対する対応の要請が社会的に高まっている場面ですから、それを踏まえた対応の姿勢というものをここで考えていく必要があるのかなという背景事情からまずは2点申し上げておこうと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは続きまして生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私からは二つございます。一つは5ページのところに対応するかと思うのですが、ここについては今、森構成員からもございましたとおり、行政機関及び第三者の団体は両方のルートがあって然るべきかと思います。そうしたときに第三者に関しては以前の健全性検討会でも少し議論になったところでありますけれども、やはりEUのデジタルサービス法の中で設けられているトラステッドフラグガーの仕組みというのを参考にした制度というのを改めて考えていくことが有用なのではないか。トラステッドフラグガーの仕組みというのは、特定の分野に専門性を持ちプラットフォーム

ム事業者からも独立性を担保したなどの要件を満たす団体、これは各国のデジタルサービスコーディネーターつまり当局が認定をして、そしてその通知を優先的に処理してもらうとともに、年に1回は団体側から報告書というものを出して公表しなければならないといったような形になっている。日本でも既にプロバイダ責任制限法の下で信頼性確認団体というものが存在していることを制度化していくというルートに近くなってくるのかというように思います。やはりそういった情報の真偽というか、違法性といったようなことの判断をプラットフォームだけに委ねるのではなく、信頼できる第三者の団体と様々なステークホルダーが関わりながら、その判断の能力というものを社会全体でまさにマルチステークホルダーとして高めていくということをしつかりと考えていくことが非常に有意義なのではないかと考えております。

2点目といたしましては次の③の6ページのところでございますけれども、ここについてはやはり本人確認の強化というところは匿名表現の自由等を含めて様々な観点から考えていかなければいけないと思うのですが、後の論点でも出てきているところかと思うのですが、やはりこの論点というのは特定のIPあるいは属性アカウントといったところから繰り返し違法情報等が投稿される場合の、リピートインフリンジャーへの対応というものをプラットフォーム側でアカウントの管理も含めてしっかりとやっていくこととセットで考えていくことが一つは望ましいのではないかと考えております。さしあたり、以上2点でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは山本健人構成員、お願いします。

【山本健人構成員】 私も4ページと5ページに連動するところです。4ページの論点案（2）のところは、先ほど森構成員がおっしゃったとおり、優先的に対応していくべき相手としては基本的に所管している行政機関ということになるだろうと思っております。そうすると5ページ目で挙がっている論点が重要になると思います。（1）はまさしく透明性の問題で、どういった申出・要請をしているかについて、分かりやすいフォーマットのようなものを作って公表していくという方向性が考えられます。そういう方向性で良いのか、良いとして、そうしたフォーマットにどういった情報を盛り込むべきかが、さらなる論点になっていくのではないかと思います。（3）の信頼できる団体については、所管している行政機関と同程度の判定をできるだけの適格性を備えた団体というようなことになっていくのではないかという印象を持ちました。

もう1点は、6ページ目の論点③の匿名表現の問題で、ほとんど書いてあることに同意で

はあるのですが、匿名表現の自由自体をどう扱うかについて憲法学の中でも理解にグラデーションがありますので、この辺りは正確なインプットを踏まえ、表現の自由の中でこの自由自体がどれほど重要なものとされているのか、こういった形で制約されるとそれは問題になるのかということについても考える必要があると思いました。さしあたり、以上2点になります。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 私の方から論点1、2、3についてそれぞれお話をさせていただこうと思います。まず4ページについて、先ほど森構成員もおっしゃっていましたが、この部分は、適法・違法の話ですから、普通の企業は自らの情報発信に際し、適法か違法かを自ら判断して発信しているのですから、正誤の判断ができないということはあまりないのではないかと思います。ただ、プラットフォーム事業者の場合は例えば投稿者が書いたものを削除するということで、投稿者との関係で本来違法ではないものを間違って削除すると債務不履行になってしまうという板挟みの状況になる可能性があるという点が特徴だと思います。その部分はそれこそ利用規約で対応するような形も可能ですので、違法情報への対応は、不可能ではないのではないかと思います。

その上でどのように対応していくかという次の5ページのお話ですけれども、行政機関からの削除との申出に対する対応としてどこまで要求するかというグラデーションがあり得ると思います。行政機関からの要請を義務付けるということだと、拘束力も高くなりますが、不服申立てなども可能という話になれば、それはそれで透明性があるという話にもなると思います。ただ義務付けというのは個人的には行き過ぎではないかと思っていて、要請を受けて削除の可否をプラットフォーム事業者が自ら判断するというレベルであれば、通常であれば行政機関はそこらの第三者より普通は信用できるということになるかと思いますが、そのような優先順位があるのだったら、優先順位を透明化への対応の中で自ら発表していただくという形ではどうかと思っています。これと関連して、削除要請等の要請についての信頼できる団体のお話ですけれども、第三者の団体だとまず一番問題なのは資金でして、特に独立性の高い団体だとすると、運営資金をどうするのかというのが必ず問題になってくると思います。なので、その辺りを一緒にセットで考えないと、なかなか制度というか枠組みは作ったけれども、活動するところはありませんということになりかねないので、その検討が要ると思っています。

論点三つ目で匿名表現の自由に関して言うと、匿名表現の自由は匿名でも表現できる自

由と個人的に思っております。匿名の表現と自ら自分の名前を顕名の上で発している意見等の信頼性が違うのはしょうがないのではないかと考えています。そうすると違法情報の発信を抑止するための方策として、例えば明らかに1回限りの捨てアカウントのように見受けられるものについて、フラグを立てるなど、その方策が適切かどうかはまだ検討が必要ですが、そういうフラグが割と容易に分かるようになっているという形の方法はあり得るのではないかと考えた次第です。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは増田構成員、よろしくお願いいたします。

【増田構成員】 先ほどお伝えした、こういった相手からの通報のところを少しコメントします。行政機関の他、適格消費者団体などは内容について十分検討した上でも差止請求などを行っている団体ですし、事業者団体は自主的な規制を自ら課しているところです。そうした団体などの情報も優先してよろしいのではないかと思います。

それから(4)の優良事例が更に導入されるという点については、やはり事例紹介などのガイドラインを作っていただく、あるいは以前からお伝えしている協議会などで話し合いをする。事例紹介などは都度バージョンアップさせていくというようなことが必要だと思っております。②の(2)ですけれども、国からの支援というのはやはり問題があるかと思うので、財政支援をどうするかという点と、それから団体からの報告、その報告自体の有識者による評価ということも必要ではないかと思います。その評価をすることと、報告書と同時に評価が公表されることで一般の国民は知る機会になると考えます。

最後に論点3のところですからけれども厳格化することについては賛成します。ただやはり情報収集がさらに多くなると思いますので、当然のことながらプラットフォーム事業者においては、情報の取扱いなど、その利活用も含めて、より一層強固な法律を厳守していただきたいと思っております。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは高口構成員、お願いします。

【高口構成員】 ありがとうございます。既に先生方から大体同様の意見が出ているのですけれども、4ページ、5ページに関わるところで、森構成員も最初に言われたように明らかに違法な情報に関して行政機関からの通報を優先的に対応の上で、団体ということが出ていますけれども、特定の団体からの対応にプラットフォーム事業者が受け止めて、何らかのアクションを起こすという団体があるのは非常に重要だと思います。森構成員や生貝構成員からも既に現存している団体の事例も挙がっていると思います。そういった団体を参考に考えていくのがいいのかと私も思います。5ページ目にありますけれども、透明性をど

のように図っていくかというところで、もちろん団体からの報告がしっかり定期的に上がっていくということも重要ですし、やはり団体からの報告や団体自体を検証するような機能がどこかでないといけないと思います。団体ということであれば、行政機関でもないプラットフォーム事業者でもない組織ですので、その団体の報告あるいはアクションというのを国民も行政機関もあるいはプラットフォーム事業者も外からチェックできて、その団体がしっかり機能しているかというのを客観的に検証する場のようなものがあればその団体の意義というものはあるのではないかと思います。おおよそ今まで先生方から出た意見に私も賛成いたします。

6 ページ目の匿名表現の自由というところですが、私は法学が専門でないので匿名表現の自由がどこまで保障されるべきかということに回答はないのですが、ちょうど今お話を伺っていて思ったのは、確かに匿名表現の自由というものはある程度保障することが重要だと思いますけれども、そもそも今回議論になっているのは民間企業が提供するサービスであるプラットフォーム上での情報流通の話なので、匿名表現の自由は確かに一定程度大切なものであるかもしれませんが、あくまで民間企業が提供するサービスなので本当に大事だったらそれは民間企業のサービスが提供するような画面上での匿名表現の自由の保障だけでいいのではないかという話になりますし、ビジネス上やっているプラットフォームというサービス上での話なので、どこまで保障するかという線は私には引けませんけれども、匿名表現の自由というのをかなり強力に保障するというのは、昨今の問題を考えると少し厳しいのかもしれないと個人的には聞いていて感じた次第です。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは森構成員、よろしくお願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。5 ページの団体の話ですが、先ほど行政機関と団体の 2 ルートあるべきというお話をいたしました。上沼構成員から団体の財政面についてというお話がありました。これは要するにかつてモバイルコンテンツ審査・運用監視機構、EMA という略称されていましたが、青少年の保護の観点から情報空間の健全性についてやっていた第三者団体だったわけですが、財政的問題でうまくいかなかった教訓が重要であるということです。私は上沼構成員が奮闘されているのを拝見していたので、財政的な問題というのを意識する必要があるというご指摘は全くごもっともだと思いました。先ほど来、問題になっています匿名表現の 6 ページですが、今とってはある程度制限されてもやむを得ないというのは弁護士会も言っていることですが、

一つ申し上げたいのは4ポツのところの闇バイトの募集活動がありますけれども、こういうのを例えばスマートフォンの電話番号などを取ってアカウントを開設しているようなSNSになると思うのですが、現状そういうことをやっているときに果たしてスマホの電話番号が本当に機能しているのかということをご確認をいただいた方がいいかと思います。普通にアカウントを開設して情報発信をする中で誹謗中傷になってしまったりというときには誰も悪いことしようと思っていないので、自分のスマホの番号でアカウントを開設しますが、悪いことをしようと思っている人たちが使うスマートフォンの番号というのは、しばしば他の人から譲り受けたものであったりするわけです。ですので、本人確認を厳格化してもただ単によそから電話番号を色々な手段で調達してくるだけで、元々本人確認をした本人のところに行くと、私は知りませんということになるわけです。その人に対して何らかの制裁を科すということはもちろん考えられますけれども、いずれにしても本当に悪いことをしようとしている人たちに本人確認でたどり着けるのかどうかということを調べないと、若干、立法事実との関係で問題あるかというようには思っています。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。全員の構成員からコメントいただいたと思います。事務局から各論点についてご意見いただいたというところですか。それとも何かご意見いただけてない論点がありますか。

【大滝補佐】 ありがとうございます。各論点について様々な視点からご意見いただけたというように思っておりますので、いただいた意見を踏まえて引き続き検討していきたいと思っております。

【山本主査】 分かりました。それでは最初の論点の1、いわゆる法令違反情報・違法情報に対する対応に関しましてご意見いただいたということで、後でまた時間があれば改めてご意見を伺う機会もあるかと思いますが、それではⅡの方に入りたいと思います。公序良俗に反する情報への対応というところですが、ご意見いかがでしょうか。

先ほどのところで私自身が少し思ったこととお話させていただくと、行政機関からの要請あるいは第三者機関からの要請ともに考えられるのではないかなというようにお話を多くいただいたのではないかと思います。他方でやはり通報に対するガバナンスや透明性に関して、具体的な議論を行った方が良いのではないかなというようにお話もあったかと思います。もちろん森構成員がおっしゃるように行政機関からの要請というのは、この仕組み以前から既に存在していて、今に始まったことではないというようなご意見もありましたけれども、他方でやはり行政機関からの要請につきましては、検閲的に運用されるリスクがない

わけではないということもあろうかと思います。またそのような懸念というものがあって、仮に制度を作ったとしてもそれに対する信頼が得られなくなるということもあろうかと思っています。そうしますと、しっかりとした透明性の規律やガバナンスということが、仮にそういったものを検討する場合には同時に並行で検討しなければいけないということかと思っています。第三者の場合には先ほどの資金提供の話もありましたけれども、サステナブルにしていくということと同時にそれに対するガバナンスや評価の仕組みが重要なのではないかと、いうご指摘があったかと思っていますので、この辺りは次回、外国の制度の紹介をいただくということですので、さらに深掘りをしていければというように思っております。外国の制度紹介については、単なる制度紹介ではなくてエンフォースメントや実効性の在り方に関しましてもご報告をいただけると聞いています。それから匿名表現のところもやはりいろいろな議論があるということもあります。この辺りについても、特に本人確認の現状や今の実効性の辺りのヒアリング等も予定されていると聞いていますので、そういった実態を踏まえた検討が引き続き必要なのではないかと感じた次第です。

Ⅱのところでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 ありがとうございます。まずⅡの公序良俗に反する情報への対応ということですが、やはり違法情報でないけれども対応するという話ですので、これは公序良俗違反情報の対応というのは重要だと思っていまして、公序良俗というネーミングが私としてはあまりしっくりこないところがありまして、やはり公共の秩序と善良な風俗ですので、そういうこととは真逆のふんわりした社会のルールに沿っていないということではなく、真逆の明確な有害性というものが求められるべきだと思っていまして、生命・身体に悪影響を及ぼすことが明らかな情報というぐらい限定をしていただいて、初めて違法情報と同じようなコンテンツモデレーションが正当化されるのではないかと考えております。この1ポツのところでは、社会的影響のリスクが高まるということもありますけれども、これは健全性検討会の取りまとめのとおりですけれども、社会的影響というのも若干違和感がありまして、そう言ってしまうとふんわりし過ぎるのではないかと思いますので、反ワクチンや災害時のいい加減な情報など、生命・身体への悪影響のある情報というように限定しておくのがまずいいかと思っております。実は二つありまして、オープンなスペースにおいてはそれでいいのではないかと考えるのですが、おそらくそれ以外にも民主主義に対する悪影響のようなことがあり得ると思うのですが、それをコンテンツモデレーションでどうにかしようとする結構大変ではないかと思っていまして、それが次の8ページとの

関係でということですが、システミックリスクのお話については、おそらく民主主義への悪影響のようなことが中心的課題だと思うのですが、そちらについてはオープンスペースでのコンテンツモデレーションというよりは、やはりこれまでの経緯を見ていると、1人1人のユーザーに対して脆弱性プロファイリングのようなことをして、広告とレコメンデーションで絡めとって操作をしていくというようなことがありました。そこを直接対象としてクローズドに行われるメッセージも対象にしなければいけないと思いますので、そこにおいてはプロファイリングの仕方と操作を意図するようなメッセージの送り方について何か制度を考えていくということの方がより直截で分かりやすいのではないかと、そしてオープンスペースにおける有害情報の中身を限定しつつクローズドで送られるメッセージの方は別に考えるということではないかというように思っております。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。他の方いかがでしょうか。それでは上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 この論点の④の部分は本当難しいと思っております。自主的な取組をお願いするのであればいろいろなパターンが考えられるのですが、制度として検討するという話だと、やはりある程度限定は必要にはなってくると思います。そういう意味では先ほど森構成員がおっしゃったような限定は必要だと思うのですが、そうするとそれに対して何を要求するのが問題になります。災害発生時の緊急場面では、あまり詳細な調査を行うことはできないのではないかと思います。とすれば、当座止めるなどの対応が必要になるとおもいます。これについては、後から検証する仕組みがないと、濫用されるようなことにもなりかねないとは思いますが、「当座止める」という仕組みをどのように作るのか、その要件をどうするのが重要だと思います。対象が生命・身体等に重大な影響を及ぼすものという限定はいいと思うのですが具体的な状況において何をどうするのかというのがすごく難しいと思います。そういう意味で過去に問題になった例などで、どういふのが問題になってどういう状況で発生したのかが分かると、こういう外見的特徴だとリスクが高いなどの形式面の特徴をまとめたリストのようなものがあつたらいいのではないかと思います。あまり中身に入らずに止めたいだろうと思いますので、そういうのがあつたと良いのではないかと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは山本健人構成員、お願いします。

【山本健人構成員】 私も今までの森構成員、上沼構成員のご意見と重なりますが、まず

やはり公序良俗に反するというカテゴリーは広いと思いました。ここはもう少し対象を絞るネーミングにした方がいいのではないかという印象を持ちました。(1)(2)の論点の切り出し方が難しいというのは私も同感です。たとえば、災害発生時等の場面というのは、ある種の時局的な限定的を設けている場面で、害を与えるといったような有害情報の定義に該当し、なおかつ、災害時という限定された期間において、有害情報に対する特定の、あるいは強化的な対応を求めるという掛け算になってくるのか。この辺りはそもそもこのカテゴリーに属する情報の一般的な定義自体をどう作るのか。そこからさらに特定の有害性がある情報という形で切り出していった個別の情報カテゴリーを指定するのか。あるいは災害や選挙などの特定の期間を切り出していくのかなど、いろいろな可能性がありうるかと思いましたので、その辺りを含めて論点になるというような印象を持ちました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは生貝構成員、お願いします。

【生貝構成員】 ありがとうございます。私からは大きく2点程度ですけれども、まず公序良俗に反する情報への対応というところに関しては、まさに今までお話あったとおり、具体的な危害といったようなことを念頭に置いて、ある程度特定をしていくことが重要だと思います。例えば後でもお話いたします英国のオンライン安全法の中でも、深刻な危害を与えることを意図したような虚偽の情報というカテゴリーを犯罪の類型として作るなどして対応というものをある程度促そうといったようなことをやっている。公序良俗に反する情報という中でも様々なグラデーションがある中で、特に対応が必要なものを括り出していく作業が大変重要なのだろーと思います。

そして2点目といたしまして、次の5ページでございます。この部分につきましては、過去の議論の中でも出てまいりましたけれども、やはり現在の情報環境の中で非常に社会的な影響力を有し、社会インフラとして機能しているプラットフォーム事業者様がまさに最も知識と対応能力を持っている。事業者様側でしっかりと自らリスクを評価して、そしてそれを軽減するための努力というものをしっかりと後押ししていく制度の在り方を考えることというのは、やはり最も重要な 이슈だということ考えております。そうしたときにまさしくデジタルサービス法の中のシステミックリスクに対応する条項のような制度をしっかりと念頭に置いて考えていく必要があると私自身考えているところであります。それと同時に、まさにこの論点の中で挙げていただいているとおり、日本の様々な社会状況あるいは統治機構といったようなところから、やはりそこに即した制度の在り方というものを具体的にどう作り込んでいくかという各論の部分をしっかり議論をしていくということが非

常に重要な作業になってくると思います。そうした自らリスクを評価していただくアプローチが、各国で様々な形で検討や法整備が進められている中で、例えば英国のオンライン安全法の中ですと、違法な情報に関してそしてそのリスクを評価し、軽減していくためのより特定した義務というものを制度化しているところがございます。そして違法な情報の中でも、優先度の高い違法な情報をカテゴライズして、そしてその対応をサービスの設計あるいはアルゴリズムに着目した形での適正化といったようなことを、しっかり政府を含む様々なステークホルダーがモニタリングをしながら改善をしていくという制度枠組みになっている。その他にも英国の方ですと、今回スコープ外でございますけれども、青少年保護も対応のカテゴリーには入っているわけでございますけれども、そうした特定というものをある程度しっかりやっていき、そして加えて我が国の社会的状況といったところだと、前のページでも触れられていたような自然災害に関する情報といったことを例えばリスクの軽減措置として求めていくといった、対象についてある程度特定していくというような考え方も重要でありましょう。そして特にデジタルサービス法の中ですとその対応を具体的にどうすればよいのかということ、様々な優良事例やベストプラクティスがある程度文書化する形で、行っていただくことが望ましい行動規範として具体化する方法をとっているわけでございます。我が国でもそういう行為規範に委ねるという方法もあるし、あるいは具体的な条文や法令の形に落とし込んでいくということもあり得る。そうした各論の部分をしっかり考えていくことが非常に望ましいと思います。そして、森構成員からございましたプロファイリング等の問題の重要性というのは、まさに関連して非常に重要なところであり、プロファイリングあるいはレコメンデーションといったようなことの透明性をしっかり図っていき、それと併せて利用者がプロファイリングやレコメンデーションの在り方に対してしっかり主体的に関与していくことができるような方法はむしろ並行してしっかりと議論を進めていくことが望ましいと思います。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。次のブロックのところについても少し触れていたと思います。また後で補足があれば生員構成員、お願いします。それでは高口構成員、お願いします。一応今はⅡのところについて議論をしておきたいと思います。

【高口構成員】 今写していただいているスライドの論点案の（１）にある収益化の停止というところについて少し申し上げたいのですが、そもそも偽・誤情報への対応として収益化停止というアプローチは完璧ではないと思います。もちろん収益が目的でない何か信念に基づいた投稿という偽・誤情報や、そういう悪さをしたい信念があるというところ

には通用しないので、完璧ではないのですけれども、一方で収益化停止というようなアプローチである程度この問題を減じることができるのではないかと私には考えています。特にここで災害発生時というような例が挙げられていますけれども、そういう災害などの瞬間最大風速を狙うような場面においては特に収益目的ということが深刻に表れてくると思いますので、そういう場面では特に収益化停止というのは一つ有効なアプローチではないかと思っています。それから健全性検討会の議論でもずっとあったかと思うのですけれども、収益化停止はコンテンツそのものにダイレクトにアクションするわけではないので、表現の自由という観点で言っても、ソフトなアプローチになるというように私は見えています。ここにちょうどあるとおり、情報の可視化には直接影響がありませんので、そういった意味では収益化の停止というのは取りやすいアプローチと思っています。この点については具体的にどう実施できるかというのはもう少し考えた方がいいと思っています。問題はそれをどう実施していけるのかというところですが、これは実際には事業者の方に聞いてみたりする必要があるのかもしれませんが、例えば今のXのサブスクリプションクリエイターのような制度でいうと、X側の案内としては、X側がサブスクリプションの収益を受領してから60日後に収益をお支払いしますというような仕組みになっているので、そこに60日のラグがあったりするわけですので、そういったところで具体的に収益化を停止できるタイミングがあるかどうかということは考えてもいいと思います。重要なのは、ある情報については収益化が停止されるという事実というか、そういう仕組みが周知・徹底されると、それがシグナルになってその後の類似の事例のときの偽・誤情報の投稿に抑制が効くのではないかと思います。確かに制度が開始した時点というのはもう情報が出て、そこから収益化停止しても遅いという議論はあり得るかもしれませんが、その後の長期的なことを考えると収益化がこういう場面では停止されるということが広くシグナルとなって、ユーザーに伝わることは良い影響になるのではないかと思いますし、場合によってはこういう場面やこういう情報については収益が停止されるということが広く事業者側からも周知されていくようになると、コンテンツ自体を制限するわけではなくて、ただ収益が止まるということですが、それによって一定の偽・誤情報への対応という意味では有効性があるのではないかと思います。なかなかダイレクトにコンテンツに対してどうアプローチするかという難しい面がありますけれども、少しその後ろにあるビジネスモデルにもアプローチするという収益化停止などももう少し考えてもいいのかというように思いました。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。経済学的な視点をご教示いただいたと思います。それでは増田構成員、お願いします。

【増田構成員】 今、収益化停止に関しては高口構成員がおっしゃられたとおりだと思いまして賛成します。また公序良俗という言葉についてはそれを判断するということになると、拒絶反応が出てくる可能性があるので、ご検討いただく必要があるかと思います。また自然災害や緊急事態の場面において想定されるということですが、例えば選挙においても最近は見えないようなこともあったりしますので、そうした場合についても具体的な場面ということで挙げていただくことも必要ではないかと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。事務局の方、先ほどと同じですが、この各論点についてご意見いただけたと思います。特にここの部分はもう少しご意見をいただきたい等あれば、ご教示いただければと思うのですがいかがでしょうか。

私の方で今ご意見をいただいて思ったことを述べさせていただくと、一つはやはり公序良俗というネーミングについてご意見いただいたと思います。憲法判例で有名な泉佐野市民会館事件という判例がありますけれども、あの判例の中で「公の秩序をみだすおそれがある場合」には、集会のための市民会館の利用を拒否できるという条例があって、「公の秩序をみだすおそれ」という条例の文言について不明確な側面があると、ここまではっきり言っていないけれども、そうした考えを示しました。そこから、最高裁はいわゆる合憲限定解釈というものをしたわけです。つまり絞り込んだ解釈をしたわけですが、公序良俗という概念もまた不確定的な要素を含んでおりますので、やはりここは構成員の皆さんからご意見あったように絞り込んでいく必要があるのではないかということです。

それから収益化の停止については高口構成員から非常に専門的な視点を踏まえたご意見いただいたので、後でもう少し収益化の問題についてはご議論いただこうというように思っています。議論していくべき有意義な論点かと思いましたが、他方で収益化停止は高口構成員も非常に慎重な言い回しをされたように表現規制でないわけではない。災害等の特定の期間において、例えばフリーのジャーナリストの方がそういった発言・投稿によって収益が得られなくなることが表現の自由に対する影響がゼロではないということかというようにも思います。ですので、有効な対策である可能性があるということと同時に表現の自由の制約に全くならないということではないという点を踏まえて、慎重に議論をしていく必要があるように感じたところです。場を繋ぎましたが、事務局からお願いします。

【入江室長】 事務局でございます。私から二つほど報告させていただければと思うのですが、すけれども、まず7ページ目の公序良俗に反する情報ということでございまして、これは事務局といたしましても幅広く規制の対象にしてほしいと議論するわけではなくて、論点の案(2)に書かせていただきましたけれども、こういった情報を対応すべきかについて、対象を限定して本当に対応すべきものは何かという議論をしていただければということで、伝統的に公序良俗に反する情報というように有害情報を言っていた経緯もございまして今回使わせていただきますけれども、我々としても法令違反情報・違法情報以外の情報で、色々な情報があるわけですが、その中で政策として対応が必要なものは何かというような議論をしていただければというような趣旨でございました。その上で情報の種類と場面ということで本日ご議論いただきましたけれども、先ほど複数の構成員からご意見があったように情報の流通の態様という第三の視点でもぜひ今後制度WGで議論していただければというように考えているところでございます。種類に加えて態様といったところがデジタル空間というのはリアルの世界とは違う面もあると思っておりますので、ぜひこの点の深掘りをお願いできればと考えております。

2点目が収益化停止、我々としてもいろいろ内外で収益化をどうにかするべきではないかというような声をいただくところがございます。一方でこの議論は非常に重要な議論でございすけれども、やはり収益化停止もコンテンツの中身に関わる面があると思います。先ほど山本主査から出していただきましたけれども、どのようなもので収益化を停止するのか、もちろんビジネスモデルへの影響はございますが、具体的にどのようなコンテンツに対して収益化停止するのかという議論は結局コンテンツの中身に注目しておりますので、その点では表現の自由の関係とは切っては切れないというようなことでございすので、ここはきちんと議論をしていただいて、必要であれば事業者からもヒアリングをいただきまして、議論を深めていければというように考えてございます。私からは以上二つのコメントと補足になります。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。Ⅱの公序良俗について5分ぐらい時間が残っていると思うのですが、今の事務局からのご指摘も踏まえてあるいは各構成員の方のご意見を踏まえて、改めて何かご意見・ご質問等ありましたらお願いいたします。いかがでしょうか。森構成員、お願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。今、入江さんのおっしゃったことはごもっともだと思って伺いましたけれども、特に情報流通の対応というところは重要な御指摘だと思っ

ていまして、先ほどオープンスペースでの表現行為とそうではない個々のユーザーへの別々のメッセージというところでお話をいたしました、やはりそういうものが非常に大きな影響力を持っていると思います。また表現の自由との関係につきましても、オープンなところで語られることと個別のメッセージはもちろんいずれも表現の自由の範疇に入るのかもしれませんが、扱いは違ってしかるべきだと思いますので、そういったプロファイリングに基づく個別のメッセージについて別の規律を考えていくということはぜひやっていただきたいと思っています。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。高口構成員、お願いいたします。

【高口構成員】 ありがとうございます。先ほど山本主査にもまとめていただき、また入江様の方からもご指摘ありましたけど、私も収益化停止については難しい面があると思っています、このワーキングが制度ワーキングなので、制度について考えるワーキングでしょうけれども、必ずしも制度というものに馴染むのかどうかというのは慎重に考えなければいけないと思っています。ただこの制度ワーキングで制度を考えるとはいえ、延長線上で収益化停止というのは制度にならないにしても、どういうものなのかというのは並行して考えておく必要があるかという趣旨で、先ほど申し上げたというのを補足させていただきます。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。まさにチャレンジングなところがあるということだと思いますけれども、議論として排除するわけではないということだと思いますので、この辺りもいろいろと深掘りしていければというように思っております。先ほど上沼構成員から事務局の方で少し調べてほしいというようなご意見があったかのように記憶しているのですが、その点いかがでしょうか。

【上沼構成員】 少し無茶を言っていると思いながら、やはり外的に判断できることが重要かと思っていたので、緊急性の高いときに中身の正誤の話をしていられないと思うので、そういう意味で、過去の流通庇護のようなネット上でどのような状況でというものがもしどこかにまとめたものがあるとありがたいというちょっとした希望です。

【山本主査】 事務局の方でやれるかやれないかということも検討しなければいけないと思いますけれども、その点で何かあれば上沼構成員に事務局からご相談をさせていただくかもしれません。ありがとうございます。他の方はいかがでしょう。大変重要なご意見をいただいたというように思います。

それでは最後の点ですが、いわゆる法令違反情報と括弧付きののですが公序良俗に反する

情報に共通した対応というところですが、こちらの方はいかがでしょうか。生貝構成員から既にご意見を賜っていますけれども、他の方はいかがでしょうか。生貝構成員、先ほどⅡのところでは述べていただきましたけれども、改めて補足があれば、ここではリスク評価のところだけでなく、その次のⅢ－２、Ⅲ－３までありますので、何か追加でご意見あればと思いますがいかがでしょうか。

【生貝構成員】 やはり自ら評価をしてしっかり対策を実施していくということの重要性と、そしてこの点に関して補足をするのであれば、先ほど特に自然災害といった緊急の状況というところもございましたけれども、そうした状況におけるある種の行動規範といったようなものは、しっかりとその状況に応じて情報がもたらす被害の深刻度というものも違ってくる場所なので、それはそれでしっかり枠組みを作った上で、まさにこういったアーキテクチャを含めた制度の在り方に関わる制度と紐付けていくということが重要ということが補足の１点目でございます。

それから最後のユーザーのエンパワーメントというところについても少し発言をさせていただきますと、これまでの議論との関係で特に研究者等の第三者からの、公開をするわけではないデータへのアクセスをどう考えていくかということもこの枠組みの中で考える価値があるのではないかと思います。これは先ほどの信頼できる第三者ということとも関わるのですが、やはりこのプラットフォームのガバナンスというものにおいて、プラットフォームという当事者とそして政府の二者関係だけではなく、社会の様々なステークホルダーがいかに関わっていくことができるか、そしてそれをエンパワーメントするような仕組みというものをどのように作っていくかということが、まさにこの情報流通の様々な課題を透明に解決して改善していく上で大変重要なところかというように思っております。そういった観点から今申し上げた２点に限らず全体的な施策というものを考えていくことが重要なのではないかと考えております。そしてそれからもう一つ、真ん中のポツのところにはございますAI生成物であることをしっかりとラベリングしていくということというのは、システムとして対応可能な部分もどの程度あるのかということも含めて、やはり利用者側がしっかりと情報を得た上で、情報の信頼性というものを判断することができる施策としてしっかりと考えていくことが重要かというように思います。以上でございます。

【山本主査】 ありがとうございます。２点とも非常に重要な御指摘だと思います。先ほど第一番目のステージのところ、レポートインフリンジャーの話を少し出していただいたと思います。今ここの９ページのところですが、繰り返し発信する行為や云々とい

うところでは。そことも絡んでいる話かと思うのですけれども、改めてその点を少し触れていただけるとありがたいと思います。

【生貝構成員】 ありがとうございます。やはり違法な情報を繰り返し投稿する利用者がある程度集中しているというのは、これまで様々検討や議論の中でも課題となってきたところ、もちろんプラットフォーム側でそれぞれ自主ポリシーとして対応指針というものを出していることはあるかと思うのですけれども、特に悪質なアカウントに関してアカウント停止を含めたどのような対応をするのかということについての、ある程度共通の指針を作っていくことが望ましいのではないかと思います。それを制度あるいは行動規範の中にもしっかりと含めていくことをある程度各論レベルでも議論をしていくことの重要性というのが、ここでは特に高いところかというように考えているところです。

【山本主査】 改めてお話いただきありがとうございます。それでは森構成員、この3番目のブロックについてお願いします。

【森構成員】 ありがとうございます。フライングでさっき言ってしまったところですが、8ページのところです。クローズドなどと言ってしまいましたけれども、要はプロファイリングに基づく政治広告やレコメンドを想定していました。生貝構成員からそれはそれでリスク評価のことやDSAのようなことも並行して検討すべきであるというお話がありまして、それは全くそのとおりだというように伺いました。9ページのところが情報発信・流通の態様に着目した対応ということで、先ほど入江さんからもお話がありました。流通の態様にも着目するということだと思うのですけれども、そこもまさにプロファイリングに基づく政治広告やレコメンデーションのことは流通の態様に着目した対応の問題なので、同じ有害情報であっても生命・身体危険とは切り離して別の角度から操作の意図といった全く違う基準で考えていただくのがいいと思っております。実はこの2ポツのところの悪質な投稿を繰り返す発信者について、アカウント停止などの措置を早急に行うべきとの意見があった一方で、送信された情報の内容に立ち入らずに情報流通の態様だけに着目したコンテンツモデレーションは意図しない結果を招きかねないということなのですけれども、後半の部分がよく分からなかったといいますか、要するに悪質な投稿であることは間違いなくて、悪質な投稿を繰り返すとされているわけなので、内容に着目してないわけではないような気がいたしました。ですので、流通の態様だけを問題にするということは難しく、つまり先ほど私の申し上げた政治広告やレコメンデーションにしても全く内容を見ないのかという気はしておりまして、またその繰り返し発信の場合も悪質投稿という内容的な限定

の場合にそのアカウントごと削除だというのはあると思うのですが、それ以外に全く無関係にいけるのかという気はしておりますが、これは具体的な例を教えていただければ納得するかもしれません。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは上沼構成員、お願いします。

【上沼構成員】 流通に関しては、情報の内容に入ることなく、なるべく外部で判断できた方がいいと思っています。現在いろいろと発信元の確認をするような取組が結構されていると思うのですが、発信元を特定するための取組が広くみんなに知られないとあまり意味がないので、発信元を特定する取組をぜひプラットフォーム事業者さんの方でも取り組んでいただくような制度があるといいかと思います。これは義務付けるのではなくて、そういう発信元を特定する取組をなるべくきちんと表示するなど、プラットフォーム事業者さんの方でもそれを協力してもらうことは結構重要だと思っているので、それについてご意見申し上げます。これは逆に言うと、その次のユーザーへのエンパワーメントにも関係するところでもあります。情報の真偽を判断するとき、人間は中身の真偽を直接判断することはできず、誰が言っているのか、どう言っているのか、どこで言われているのかということを複合的に判断して行っているのです。そのような判断のための情報を提供する、その周りの情報をどんどん提供していくということが重要というように思っています。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは山本健人構成員、お願いします。

【山本健人構成員】 私は論点⑦のところでは一点だけです。ここで書かれてあることは基本的に賛成ですが、警告表示、ラベル付与、プロミネンス等は既にいろいろな事業者さんで実行されていて、直感的にはこれらが良い取組みだというように思えるのですが、現実の人間の情報摂取行動や認知過程において本当にどこまで正の効果をもたらしているのかに関する効果検証があってもいいように思いました。デジタル空間の情報流通に関する問題では、直感的には良さそうな取組みが実は良くない効果を生み出していないかについて慎重に検討しておいた方が良いのではないかと思います。特に、制度的な対応まで検討していくのであれば、そういったところも含めて一旦インプットができるといいと思います。またそれがあると、他の方法を考える際の手がかりにもなるかというように思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは森構成員、お願いいたします。

【森構成員】 違法・有害情報に対する共通の対応手段ということですので、ユーザーエ

ンパワーメントの後に全くここまで出てきていなかったような気もするのですが、今までの経緯を踏まえるとやはり透明性に関する法制度というのは必須ではないかと思っ
ていまして、一つはプラットフォーム研究会からの遺産ですけれども、コンテンツモデレー
ションについて今後もヒアリングをおそらく継続することになると思うのですが、
そのヒアリングの時のヒアリング応答義務を制度化していただくことがぜひとも必要では
ないかというように思っております。それからまたこれも諸外国にありまして、私は詳しく
は知らないのですが、透明性レポートの作成と公表というものも義務化していただい
た方がいいのではないかと思います。やはり透明性の確保ということは、違法・有害情報対
応というところでは非常に重要になると思いますので、ヒアリング応答と透明性レポート
については制度化していただきたいと思います。よろしくお願いします。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは増田構成員、お願いします。

【増田構成員】 ご提案につきましてはいずれも賛成しますし、先生方のご意見にも賛成
したいと思います。情報発信の信頼度を高めるということは非常に重要だと思うのですけ
れども、特に伝統的なメディア、公共センターからの情報というのは、信頼できると思いま
すけれども、その発信方法であったり、それから情報の粒度、この内容だとよく分からない、
もっと詳しく知りたいというような場合はやはりSNSなどを検索するというように行動が
移ると思いますので、その辺をさらに検討していただく必要があると思います。また情報受
信者のリテラシーアップというのは当然必要ですし、上沼構成員がおっしゃられたとおり
だと思います。やはり情報発信者の確認をしたり、それから信頼できる発信元を確認する
というような習慣を付けることは当たり前のことですが、改めてお伝えしたいと思います。
以上です。

【山本主査】 ありがとうございました。他の構成員の方はいかがでしょうか。それでは
事務局の方でもう少しここのご意見をいただきたいといったことがあればと思いますが、
いかがでしょうか。

【大滝補佐】 大丈夫です。ありがとうございます。

【山本主査】 ありがとうございます。それから私の方で事務局に確認させていただきた
いことが一点あります。森構成員からプロファイリングに基づく政治的なマイクロターゲ
ティングのような政治広告のターゲティングのようなことについて少しご意見があったと
思うのですが、これはEUで今後動きがあるところだと理解していますが、海外調査の
中に現状含まれているかどうかということだけ確認できますか。

【大滝補佐】 調査事項はこちらでまとめているところではあるのですが、適宜本日いただいた意見も踏まえ、改めてどういったことが海外調査で必要なのかというのは、もう一度検討したいと思っておりましたので、本日先生方からいただいた意見を踏まえて、改めて調査事項については確認・調整をさせていただきます。

【山本主査】 ありがとうございます。ユーザー側が合理的に情報を選択摂取することができる情報やラベルといったようなお話が出てきたと思います。この点については具体的にやはり検討していく必要があるのではないかと思います。もちろどこまでを直接的に制度化していくべきなのかということは改めて慎重に議論しなければいけないことだと思いますけれども、やはりそういった問題、それから生員構成員からありました、プラットフォームの判断コストの負担というものをどのように社会全体で分散していけるのか、協働していけるのかというような視点もあったかと思います。この点、増田構成員からもありましたようにリテラシーを高めるというような施策や、森構成員から透明性レポートとヒアリングがありましたけれども、そういった取組をしっかりと評価していくような、あるいは検討していけるような仕組み、カルチャー・文化というものをどのように社会全体で作っていけるのかということも関連しているように感じました。他の先生方はいかがでしょう。生員構成員、お願いします。

【生員構成員】 ありがとうございます。少し補足的なところで、先ほど森構成員からありましたモニタリングの重要性や透明性といったようなところのご指摘は全くおっしゃるとおりだと思っておりまして、先ほど特に研究者によるデータアクセスということを強調いたしましたけれども、それを公表するかどうかはさておきとして、まず政府の側でしっかりと情報を把握することができる位置付け・権限というものをどのように考えていくのかということは極めて重要でありますし、それがこうした会合のモニタリングという形をとるのか、あるいはある程度限定的な形でも情報の提供、あるいは調査等を行うのかということとは、やはり論点としてしっかり考えていく必要があると思います。それと加えまして、これまでとの関わりで、情報をしっかりと専門的に分析して状況を把握する能力を継続的に担保していくことの重要性というのはどうしてもあると思います。例えばEUですと欧州アルゴリズムミックストランスパレンシーセンターという形で、かなり人員といった調査分析の体制というものもしっかり作った上で、例えば重要なイシューとしては選挙や政治に関わるようなターゲティングといった介入がどの程度行われているのかということも含めた分析を行う体制を作っている。そうしたこともセットで、この広い意味での透明性というものを

考えていく必要があるかと思います。以上です。

【山本主査】 ありがとうございます。他の方はいかがでしょうか。いろいろとご意見をいただきましてありがとうございました。次回が海外調査のご報告をいただけるということですので、先ほどの調査の実行や方向性についても今日いただいたご意見を踏まえて改めてご検討いただけるということですので、次回じっくり海外の状況、それも先ほど来から申し上げているように、単なる制度紹介というよりもエンフォースメントの仕組みや実態、運用、実効性ということも含めて、できる限りにおいてということですが、調査報告をいただいて、ある種のエビデンスを踏まえて、あるべき方向性について引き続き検討していければというように思っております。ありがとうございました。

それでは最後に事務局から何かご連絡事項はございますでしょうか。

【大滝補佐】 ありがとうございます。次回の会合につきましては別途事務局から改めてご案内させていただきます。事務局からは以上になります。

【山本主査】 ありがとうございます。それでは少しお時間早いですけれども、今日は以上とさせていただきます。以上をもちまして制度ワーキンググループ第1回会合を閉会いたします。本日はありがとうございました。

【終了】